

徳島県警察本部告示第 3 号

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 9 月 24 日

徳島県警察本部長 堺 瑞 崇

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程の一部を改正する規程

徳島県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の施行に関する規程（令和 3 年徳島県警察本部告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を次のように改める。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第 4 条 規則第 4 条第 2 項ただし書に規定する措置は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 規則別表に掲げる申請等（次号の表に掲げる規定に基づく申請等を除く。）を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この条において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第 2 条第 3 号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごとに異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この号において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置
- (2) 次の表の左欄に掲げる法令等の同表の右欄に掲げる規定に基づく申請等を行う場合において、あらかじめ付与された識別符号及び暗証符号を用いて申請部分に接続する措置

法令等	規定
遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第 6 号）	第26条
	第28条第 2 項及び第 3 項（第 1 号イ及び第 2 号イを除く。）
	第31条第 1 項
	第32条

	第33条第 1 項
	第41条

附 則

この告示は，令和 6 年10月21日から施行する。